別紙１

□地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

１　やまぐち地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、山口県及び山口市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領に基づき、地方就職学生支援補助金の全額又は半額を返還します。

（１）地方就職学生支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）（在学中に交通費を申請する場合）地方就職学生支援補助金の申請から１年以内に地方就職学生支援補助金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額

（３）（在学中に交通費を申請する場合）地方就職学生支援補助金の申請から１年以内に山口市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に山口市に住民票がある場合を除く）

（４）地方就職学生支援補助金の要件を満たす職を就業開始日から１年以内に辞した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から３年未満に山口市以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に山口市以外の市区町村に転出した場合：半額

□やまぐち地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

　山口県及び山口市は、やまぐち地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、山口県及び山口市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。